十三　高効率業務用厨房機器（業務の用に供する厨房機器のうち、次のイからハまでのいずれか一に該当するものに限る。）
イ　内炎式バーナ又は火炎角度を内向きにした低輻射バーナを搭載したもの
ロ　低輻射型ガス厨房機器（燃焼式の厨房機器のうち、空気断熱構造を有するものに限る。）
ハ　電磁誘導加熱方式によるもの
十四　高効率燃焼式工業炉（燃焼式工業炉のうち、次のイからハまでのいずれか一に該当するものに限る。）
イ　廃熱回収装置（リジェネバーナ、熱交換器又は廃熱ボイラをいう。）を有するもの
ロ　プロセスガス低減装置を有するもの
ハ　空燃比精密制御装置を有するもの
十五　高効率電気式工業炉（電気式工業炉のうち、ソリッドステート型変換装置を有するものに限る。）
十六　断熱強化型工業炉（工業炉のうち、炉内部壁が高性能断熱材によって構成されているものに限る。）
十七　原材料予熱型工業炉（工業炉のうち、炉の加熱帯から排出される炉内ガスによって被加熱物を予熱するものに限る。）
十八　高性能工業炉廃熱回収式燃焼装置（燃焼装置のうち、発生する廃ガスを回収し、蓄熱式交換装置により燃焼用空気を予熱するものに限る。）
十九　高効率生型造型機（生砂を用いて鋳型を造型する機械のうち、生砂の投入量を自動的に調整する機能を有するものに限る。）
二十　高効率砂処理機械（砂処理機械のうち、熱再生機構を有しないものに限る。）
二十一　高効率中子除去装置（中子除去装置のうち、高速振動機及びノッカー機構を有するものに限る。）
二十二　省エネルギー型ダイカストマシン（ダイカストマシンのうち、次のイ又はロのいずれか一に該当するものに限る。）
イ　サーボモータ又はインバータ方式により油圧ポンプ用電動機の制御を行うもの
ロ　電動化機構により型締、押出又は射出を行うもの
二十三　高効率溶解設備（次のイ又はロのいずれか一に該当するものに限る。）
イ　高効率熱交換器を有するキュポラ
ロ　予熱機構を有する電気溶解設備
二十四　低燃費乗用自動車（省エネ法施行令第21条第１号に掲げる乗用自動車であって、乗用自動車の性能の向上に関する製造事業者の判断の基準等（平成19年経済産業省・国土交通省告示第143号）に定めるガソリン乗用自動車、ディーゼル乗用自動車、ＬＰガス乗用自動車、小型バス、路線バス及び一般バスのうち、それぞれ同告示に規定するエネルギー消費効率（ただし、ガソリン乗用自動車、ディーゼル乗用自動車及びＬＰガス乗用自動車においては、自動車のエネルギー消費効率の算定等に関する省令に規定する国土交通大臣が告示で定める方法（平成18年国土交通省告示第350号）第１条第１号に掲げる方法により算定したものとする。）が、ガソリン乗用自動車及びディーゼル乗用自動車にあっては、次の表１の左欄に掲げる区分ごとに同表の右欄に掲げる基準エネルギー消費効率に100分の115を乗じて得た数値を下回らないもの、ＬＰガス乗用自動車にあっては、同表の左欄に掲げる区分ごとに同表の右欄に掲げる基準エネルギー消費効率を下回らないもの、小型バスにあっては、表２の左欄に掲げる区分ごとに同表の右欄に掲げる基準エネルギー消費効率を下回らないもの、路線バス及び一般バスにあっては、次の表３の左欄に掲げる区分ごとに同表の右欄に掲げる基準エネルギー消費効率を下回らないものに限る。）

表１

区分		基準エネルギー消費効率
自動車の種別	車両重量	
ガソリン乗用自動車	703キログラム未満	21.2
	703キログラム以上828キログラム未満	18.8
	828キログラム以上1,016キログラム未満	17.9
	1,016キログラム以上1,266キログラム未満	16.0
	1,266キログラム以上1,516キログラム未満	13.0
	1,516キログラム以上1,766キログラム未満	10.5
	1,766キログラム以上2,016キログラム未満	8.9
	2,016キログラム以上2,266キログラム未満	7.8
	2,266キログラム以上	6.4
ディーゼル乗用自動車	1,016キログラム未満	18.9
	1,016キログラム以上1,266キログラム未満	16.2
	1,266キログラム以上1,516キログラム未満	13.2
	1,516キログラム以上1,766キログラム未満	11.9
	1,766キログラム以上2,016キログラム未満	10.8
	2,016キログラム以上2,266キログラム未満	9.8
	2,266キログラム以上	8.7
ＬＰガス乗用自動車	703キログラム未満	15.9
	703キログラム以上828キログラム未満	14.1
	828キログラム以上1,016キログラム未満	13.5
	1,016キログラム以上1,266キログラム未満	12.0
	1,266キログラム以上1,516キログラム未満	9.8
	1,516キログラム以上1,766キログラム未満	7.9
	1,766キログラム以上2,016キログラム未満	6.7
	2,016キログラム以上2,266キログラム未満	5.9
	2,266キログラム以上	4.8

（備考）「車両重量」とは、道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）第１条第６号に規定する空車状態における車両の重量をいう。以下同じ。